

## 【受給資格と支給額】

対象者		所得制限	支給金額と支給日
子ども	満18歳に到達後の最初の3月31日までの児童	なし	支給額： 保険診療分全額（注2）  支給日： 診療日または診療月の2ヶ月後以降の月末
障がい者	身体障害者手帳3級以上をお持ちの方	特別障害者手当の基準額  受給者、及び受給者と同じ世帯にお住いの扶養義務者の中で最も所得の高い方の所得にて所得判定（注3）	支給額： 1医療機関ごと1ヶ月あたり保険診療費から500円を差し引いた額（注2） 子ども（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）は保険診療分全額  支給日： 診療月の2ヶ月後以降の月末 ※国民年金法施行令別表に該当する方（65歳以上）は3ヶ月後以降の月末になります
	療育手帳B1以上をお持ちの方		
	特別児童扶養手当1・2級に該当する方		
	国民年金法施行令別表に該当する方（65歳以上）		
	国民年金法施行令別表障害程度1級に該当する方（20歳以上65歳未満）		
	難病の患者に対する医療費等に関する法律、特定疾患治療研究事業実施要項、長野県特定疾病医療費助成事業実施要項に該当する方		
	精神保健手帳1級をお持ちの方（通院のみ支給）	上記に加え、所得税非課税の方	
精神保健手帳2級をお持ちの方（通院のみ支給）			
母子父子	20歳未満の児童（注1）を扶養する配偶者のいない方	児童扶養手当の基準額（一部支給含）	支給額： 1医療機関ごと1ヶ月あたり保険診療費から500円を差し引いた額（注2） 子ども（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）は保険診療分全額 支給日： 診療月の2ヶ月後以降の月末
	上記の者に扶養されている児童	受給者、及び受給者と同じ世帯にお住いの扶養義務者の中で最も所得の高い方の所得にて所得判定	
	父母のいない児童		

（注1） 18～20歳未満の児童の場合、高等学校に在学していること

（注2） 医療費が高額になり健康保険組合等から高額療養費や付加給付が支給される場合、それを差し引いた額

（注3） 18歳未満の障がい者の場合、所得制限なし

